4　選考の申込方法等

⑴　申込受付期間　平成24年９月11日（火）から同月18日（火）まで（９月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

⑵　申込書等用紙の入手方法　申込書等用紙は、次の方法により平成24年８月１日（水）から同年９月18日（火）まで入手することができる。

ア　ウェブサイトからダウンロードする方法　最高裁判所ウェブサイトからダウンロードすることができる。

イ　来庁による方法　最高裁判所並びに大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の高等裁判所において、来庁者に対して交付する（いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）。

ウ　郵送による方法　⑶の申込先に、用紙の送付を希望する者の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形２号：長さ33㎝、幅24㎝程度）に510円相当の郵便切手をちょう付したものを送付する（返信用封筒を送付する際の封筒には、「採用選考申込書類請求」と朱書きする。）。

⑶　申込先　〒102―8651　東京都千代田区隼町４番２号　最高裁判所事務総局人事局任用課試験第一係

平成24年７月２日　最高裁判所

経　済

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年７月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年７月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1．制定された日本工業規格

歯科用金属材料の試験方法	T6004

2．改正された日本工業規格

腎ろう（瘻）又はぼうこうろう（膀胱瘻）カテーテル	T3216
中心静脈用カテーテル	T3218
インスリン皮下投与用注射筒	T3253
硬膜外麻酔用カテーテル	T3258
滅菌済み延長チューブ	T3265
硬膜外針	T3304
神経ブロック針	T3306
せき（脊）髄くも膜下麻酔針	T3308
歯科用回転器具―歯科用マンドレル	T5204
歯周用キュレット―Grタイプ	T5420
歯科鋳造用金合金	T6116
歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	T6118
貴金属含有量が25%以上75%未満の歯科鋳造用合金	T6122
義歯床用長期弾性裏装材	T6520

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年７月１日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年７月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

経済産業大臣　枝野　幸男

記

改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―２部：電気手術器(電気メス)の安全に関する個別要求事項	T0601―２―２

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合関西地方本部から、夏季一時金等の要求に関して、平成24年７月３日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年７月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

大阪府　日本郵便輸送株式会社及び有限会社岡崎公栄社

兵庫県　株式会社神戸フェリーセンター及び宝塚都市環境サービス株式会社

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成22年９月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年８月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年７月２日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年７月31日

4　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について平成24年９月30日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１⑵において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。１⑵において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区　域	委員区分	氏　名
北海道	労働者代表	植松　憲二
東北	労働者代表	石山　豊
		野中　昭夫
	使用者代表	佐藤　哲男
		河村　史郎